

滝川市が条例で指定した団体への寄附金

1. 所得税法第 78 条第 2 項第 2 号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金
2. 独立行政法人に対する寄附金
3. 地方独立行政法人に対する寄附金
4. 所得税法施行令第 217 条第 2 項に規定する法人に対する寄附金
5. 公益社団・財団法人に対する寄附金
6. 学校法人のうち市内に学校、専修学校又は各種学校を設置するものに対する寄附金
7. 社会福祉法人に対する寄附金
8. 更生保護法人に対する寄附金
9. 認定特定非営利活動法人に対する寄附金
10. 公益信託のうち収益が市内の公益事業に支給し、助成し、又は貸与されるものに対する金銭

注) 2～8については、特定公益増進法人として認められるもののみが対象です。

1～5、7～9については、市内に事務所または事業所を有するものに対するものに対する寄附金のみが対象です。